

議案第107号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月16日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前		改正後	
<p>(教職調整額)</p> <p>第18条の2 教育行政職給料表 別表第1(その4)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が1級、2級又は3級の職員には、職員給料月額の下100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第1(その4)(第3条関係)</p> <p>教育行政職給料表</p>		<p>(教職調整額)</p> <p>第18条の2 教育行政職給料表 別表第1(その4)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が1級、2級又は3級の職員には、職員給料月額の下100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第1(その4)(第3条関係)</p> <p>教育行政職給料表</p>	
省略		省略	
<p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>別表第1の2(その1)(第3条関係)</p> <p>行政職給料表級別標準職務表</p>		<p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>別表第1の2(その1)(第3条関係)</p> <p>行政職給料表級別標準職務表</p>	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
省略		省略	
8 級	<p>(1) 市長事務部局 市参事、危機管理監、部長、担当部長、部参事の職務</p> <p>(2) 市議会事務局 事務局長の職務</p> <p>(3) 各行政委員会事務局等 事務局長の職務</p> <p>(4) 消防 消防長の職務</p> <p>(5) 前各号に相当する職務</p>	8 級	<p>(1) 市長事務部局 市参事、<u>理事、技監</u>、危機管理監、部長、担当部長、部参事の職務</p> <p>(2) 市議会事務局 事務局長の職務</p> <p>(3) 各行政委員会事務局等 事務局長の職務</p> <p>(4) 消防 消防長の職務</p> <p>(5) 前各号に相当する職務</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1の2（その1）の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(教職調整額の経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間におけるこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9